

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 8 月 4 日

金 曜 日

第 4237 号

目 次

告 示

- 地籍調査の成果の認証 1
○富山県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正 2

公 告

- 開発行為の工事完了
○落札者等の公示 3

告 示

富山県告示第347号

地籍調査の成果の認証について

上市町における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

平成29年 8 月 4 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 調査を行った者の名称

上市町

2 調査を行った時期

平成24年 4 月16日から

平成27年 3 月27日まで

3 成果の名称

上市町（大字若杉の一部外）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

上市町（大字若杉の一部外）

5 認証年月日

平成29年 7 月 18 日

富山県告示第348号

富山県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正について

富山県地域総合整備資金貸付要綱（平成 4 年富山県告示第 294号）の一部を次のように改正する。

平成29年 8 月 4 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 3 条第 1 項第 2 号中「10人以上」の次に「（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第 108号）第 2 条第 5 項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、県が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては 1 人以上）」を加え、「（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 3 条第 2 項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、県が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては 1 人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの）」を削る。

第 5 条第 4 項中「地域力創造対策実施要綱（平成21年 3 月 31 日付け総行政第 116 号総務事務次官通知）に基づき選定された「地域力創造推進地域」又は」及び「4 月 1 日」を削る。

第24条中「同法同条第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域」を「同条第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行

為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年8月4日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市黒河字尺目2140番1、2140番2、2143番1、2143番6、2143番7及び2145番10			射水市黒河3046番地	山田 直道
中新川郡舟橋村東芦原 127番1及び128番1			富山市綾田町1丁目6番22号	北陸機材株式会社
射水市手崎字前田 222番外9筆及び230番地先	同 左	道路 下水道 公園 貯水施設	射水市三ヶ3973番地	永森建設工業株式会社
射水市今開発 383番2			射水市新開発 415番17 射水市今開発 364番地	毛利 俊介 浦田 和希
射水市橋下条1407番2			射水市池多 272番地1 太閤山東県営住宅2-203	酒井 源太

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

平成29年8月4日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
引船の借上げ 一隻
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県土木部港湾課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日

平成29年7月28日

4 落札者の氏名及び住所

伏木海陸運送株式会社 富山県高岡市伏木湊町 5 番 1 号

5 落札金額

1,782,000円（一暦月当たり）

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 特例政令第 6 条の公告を行った日

平成 29 年 5 月 15 日